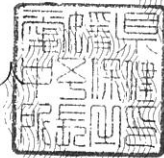


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市南吉田町2-1-45番地1
氏名 松山容器株式会社
代表取締役 天野 和久

第14条の4第1項の許可を受けた者である
第14条の5第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 竹之内 直人



許可の年月日
許可の有効期限

平成25年 8月 3日
平成30年 8月 2日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)、

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)、

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)、

感染性産業廃棄物、

廃石綿等、

鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)、

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)、

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、

(裏面へ続く)

(裏面)

1. 1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シアン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げるることができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

平成5年8月3日

○住所変更(旧:愛媛県松山市市坪西町1007番地1)

平成9年2月7日

○事業の一部廃止

平成10年6月30日

(廃油、廃酸、廃アルカリ 以上3種類の廃止)

○更新許可

平成10年8月3日

○代表者変更(旧:今城 増美)

平成15年3月21日

○更新許可

平成15年8月3日

○変更許可

平成15年12月4日

(廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、ばいじん、燃え殻、鉍さい 以上7種類の追加)

○代表者変更(旧:中野 通房)

平成18年5月2日

○更新許可

平成20年8月3日

○更新許可

平成25年8月3日

5. 積替え保管の有無 有・無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無